

議案第41号

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村木英幸

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者が記録、作成する書面について、電磁的記録による効率的な事務処理が可能となる。そのため、市においても、家庭的保育事業者等が、より効率的な事務処理が可能となるよう、規定を整備する必要がある。

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年あきる野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。